

(別添2)

平成 21 年 7 月 31 日までに製造又は輸入されるもの	平成 21 年 8 月 1 日以降に製造又は輸入されるもの
<ul style="list-style-type: none">・ 改正前の規格基準に適合すること。・ 輸入品にあつては食品等輸入届出書及び試験検査成績書の提出が必要。・ 改正前の規格基準に適合していれば、平成 21 年 8 月 1 日以降もそれ以前と同様に取り扱うことができる。・ 製造者又は輸入者は、平成 21 年 7 月 31 日までに製造又は輸入された改正前の規格に適合しているものについて、改正後の規格を満たしていない場合（不明な場合を含む。）には、平成 21 年 7 月 31 日までに製造又は輸入されたものであることを記録等で確認できるようにしておくこと。	<ul style="list-style-type: none">・ 改正後の規格基準に適合していなければならない。・ 輸入品にあつては食品等輸入届出書及び試験検査成績書の提出が必要。